

# おくやみ ハンドブック

塩竈市  
Shiogama City

## 「おくやみ手続きナビ利用案内」

スマートフォンや Web で、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「おくやみ手続きナビ～塩竈市版～」もご活用ください。  
<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/4203>



「塩竈街道（シオガマカイドウ）に白菊うえて…」と「塩竈甚句（ジンク）」にうたわれた「白菊」は、市の花です。  
制定日 昭和 49 年 5 月 1 日

## ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

塩竈市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

市民課窓口係 ☎ 022-355-6494

## 事前準備について

塩竈市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

### STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

### STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

### STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

### STEP 4 各担当課にご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、塩竈市役所へお越しください。なお、庁舎が本庁舎（旭町）と壺番館庁舎（本町）の2か所に分かれておりますので、P.50~P.52の市役所フロア案内図をご確認ください。



各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者の資格確認書  
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
- 亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）  
※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。上記のものをご用意ください。
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

### 本人確認書類について

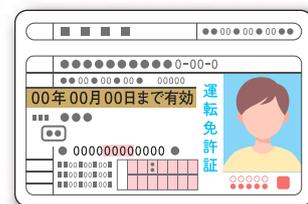
- 下記の1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 下記の2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3カ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (35 ページ参照)</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人調査</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(39 ページ参照)</li> </ul>
4カ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (39 ページ参照)</li> </ul>
10カ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (39 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (39 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

塩竈市で必要な手続きについては 6 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、それらをご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.7-8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9-10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入、または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入、または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税・森林環境税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産(所有権移転登記が済んでいない)を持っていた	P.15-16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下、特定小型原動機付自転車を含む)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	保険料(普通徴収)が発生していた	
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20-21
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.21-22
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	障害者医療費の助成を受けていた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.26
その他	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P.28
	<input type="checkbox"/>	相続した家と土地を売却した	
	<input type="checkbox"/>	相続した家を売却・貸出したい	P.29
	<input type="checkbox"/>	山林を相続したとき	
	<input type="checkbox"/>	農地を相続したとき	P.30
	<input type="checkbox"/>	犬の所有者が亡くなったとき	
	<input type="checkbox"/>	塩竈市月見ヶ丘霊園を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.32	

## 1. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

#### 手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	市民課窓口係 ☎ 022-355-6494

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード） <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	市民課窓口係 ☎ 022-355-6494

## 2. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証等を回収しています。	なし
	手続き可能な人 新世帯主、同世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お持ちの方は亡くなられた方の国民健康保険被保険証や資格確認書 <input type="checkbox"/> お持ちの方は高齢受給者証（70歳以上） <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類	保険年金課給付年金係 ☎ 022-355-6503

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※勤務先の健康保険等に加入していた方（被扶養者を除く）が資格を喪失してから3ヶ月以内に亡くなられた場合には、勤務先の健康保険等から支給を受けることができます。要件や手続き方法は、勤務先の健康保険担当等へお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主と別の世帯の方が来庁する場合は委任状	保険年金課給付年金係 ☎ 022-355-6503

## 国民健康保険に加入していた

### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診察を受けた日の翌月1日から2年以内
	手続き可能な人 新世帯主、同世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新世帯主の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類 ※別世帯の方や単身世帯の方等の手続きをされる場合はお問い合わせください。	保険年金課給付年金係 ☎ 022-355-6503

### 手続き④ 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になる恐れのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可能です。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課諸税係 ☎ 022-355-5916

## 2. 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 被保険者証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険者証及び資格確認書を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

#### 手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳やキャッシュカード <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・日程表・葬祭領収書） <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類 <input type="checkbox"/> 喪主と別の世帯の方が来庁する場合は委任状	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、相続人代表者の手続きにより、高額療養費を支給します。 ※相続人代表者は、相続権が確認できる方に限ります。(手続き④受領申出を提出の方)	高額療養費が発生してから 2年間
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の顔写真付本人確認書類 <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合は相続人代表者の委任状	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

### 手続き④ 相続人代表者による受領申出の提出

手続き詳細	期 限
保険料の納付や還付、高額療養費等の医療給付等に関する書類などについて、亡くなられた方に代わって受け取っていただく方を登録する手続きです。	約 2 週間以内
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 遺言書がある場合：遺言書(写し可) <input type="checkbox"/> 相続人代表者が養子の場合等：養子であることを証明する書類(戸籍謄本など)	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

### 3. 年金に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

#### 国民年金に加入、または受給していた

**手続き** 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ※亡くなられた方の加入状況によって必要書類が異なりますので、問い合わせ先に確認ください。	保険年金課給付年金係 ☎ 022-355-6498

#### 厚生年金に加入、または受給していた

**手続き** 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ※亡くなられた方の加入状況によって必要書類が異なりますので、問い合わせ先に確認ください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 050 で始まる電話などナビダイヤルをご利用いただけない電話でおかけになる場合は(東京)03-6700-1165 (一般電話)

## 共済年金に加入、または受給していた

### 手続き 必要な手続きの確認をしてください

手続き詳細	期 限
受給していた年金が共済年金の場合は、各共済組合にお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ※亡くなられた方の加入状況によって必要書類が異なりますので、問い合わせ先に確認ください。	各共済組合

## 農業者年金を受給していた

### 手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	亡くなられた日から10日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	JA 仙台 ☎ 022-236-2426 農業者年金基金 ☎ 03-5919-0371

## 4. 税金に関する手続き

### 税金の納付が済んでいない

#### 手続き① 市税の納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。既に届いている納税通知書により納付してください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課納税推進室 ☎ 022-355-5936

#### 手続き② 市税の口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課納税推進室 ☎ 022-355-5936

## 市民税・県民税・森林環境税が課税されていた

### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付いたします。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>※右記期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。問い合わせ先までご連絡ください。</p>	<p><b>相続開始を知った日から 3カ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p><b>相続人代表者</b></p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	<p>税務課市民税係</p> <p>☎ 022-355-5914</p>

MEMO

## 4. 税金に関する手続き

### 固定資産（所有権移転登記が済んでいない）を持っていた

#### 手続き① 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出が必要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>	<p><b>相続が発生した年内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
<p>必要なもの</p> <p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p>原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p>遺言書の写しなど</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課固定資産税係 ☎ 022-355-5934</p> <p>管轄の法務局 仙台法務局塩竈支局 ☎ 022-362-2338</p>

#### 手続き② 法務局にて相続登記の手続き

手続き詳細	期 限
<p>登記している土地や家屋を所有していた場合は、法務局で相続登記の手続きが必要です。</p>	<p><b>相続による不動産の取得を知ってから3年以内</b></p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p>法務省のホームページをご覧くださいか、宮城県司法書士会「相続登記相談センター」にお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>宮城県司法書士会「相続登記相談センター」 ☎ 022-221-6870 (月・水・金 /13:30 ~ 16:30)</p>



## 4. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車 (125cc以下、特定小型原動機付自転車を含む)・ 小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両 (ナンバープレート) を相続しない場合は、必ず廃車 (ナンバープレートの返納) の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 (バイク販売店等)
	問い合わせ先
	税務課諸税係 ☎ 022-355-5896

#### 手続き② 相続人等への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 (戸籍謄本、法定相続情報証明)	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 (バイク販売店等)
※市外の方に名義変更となる場合は、廃車の手続きとなりますので、ナンバープレートが必要です。	問い合わせ先
	税務課諸税係 ☎ 022-355-5896

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き① 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証などを交付されていた場合は、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課介護保険係 ☎ 022-364-1204

### 保険料（普通徴収）が発生していた

#### 手続き① 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 1人暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になる恐れのある方は同届を提出してください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課納税推進室 ☎ 022-355-5964

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。障害児福祉手当資格変更届を提出してください。また、未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払障害児福祉手当請求書を提出してください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。特別障害者手当資格喪失届を提出してください。また、未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未支払特別障害者手当請求書を提出してください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをされる方の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【亡くなられた方が保護者の場合】

### 手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。 受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の印鑑 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	子ども未来課 子ども企画係 ☎ 022-355-7610

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【亡くなられた方が児童の場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出、  
特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
対象児童が亡くなられた場合、死亡月を持って受給資格が喪失となります。ただし、故人のほかに特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の手続きが必要となります。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類（ご遺族のもの）	子ども未来課 子ども企画係 ☎ 022-355-7610

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き

死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要となります。	掛金を支払っていた方が 亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書	年金を受給する方または、 扶養年金管理者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票	
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	生活福祉課
<input type="checkbox"/> 年金管理者を指定する場合は、年金管理者となる 人の住民票の写し	障がい者支援係
<input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	☎ 022-364-1131

## 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

### 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	年金加入者または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

### 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

#### 手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の手続きが必要となります。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	指定相続人
	問い合わせ先
	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

## 6. 福祉（障がい）に関する手続き

### 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

#### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療） <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、保険証の資格証明書など	生活福祉課 障がい者支援係 ☎ 022-364-1131

### 障害者医療費の助成を受けていた

#### 手続き 障害者医療費助成受給者証の返納、返納（相続人指定）届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。障害者医療費助成受給者証を返納してください。	約2週間以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座のわかるもの	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

## 7. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更の手続きが必要となります。また、お子様が亡くなられた場合、減額の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<b>【受給者変更に必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> 資格確認書または有効な健康保険証（請求者） <input type="checkbox"/> 通帳または、キャッシュカード（請求者） <input type="checkbox"/> 本人確認書類（請求者） ※請求者…亡くなられた方の配偶者など、今後お子様を養育する方 <b>【未支払い請求に必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳または、キャッシュカード	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 ※監護…養育する 問い合わせ先 保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者の死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、お問い合わせください。	亡くなられた日から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の写し	手続き可能な人 ご親族 問い合わせ先 子ども未来課 子ども企画係 ☎ 022-355-7510

## 7. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費助成受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 子ども医療費助成受給者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

### 母子・父子家庭医療費助成受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
母子・父子家庭医療費助成受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 母子・父子家庭医療費助成受給者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の母子・父子家庭医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	保険年金課医療係 ☎ 022-355-6519

## 養育医療券を交付されていた

### 手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きをされる方の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	子ども未来課 親子保健係 ☎ 022-354-1225

MEMO

## 8. その他の手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 使用者名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、使用者名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 <u>※電話にて手続き可能です。（上水道）</u>	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族、または同居者
	問い合わせ先
必要なもの	上水道 水道お客さまセンター ☎ 022-364-1411 井戸水施設 下水道課維持管理係 ☎ 022-364-2193
なし	

### 下水道事業受益者負担金を納付中であった

#### 手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きが必要です。	受益者の変更があった日から14日以内
	手続き可能な人
	新受益者
	問い合わせ先
必要なもの	下水道課下水企画係 ☎ 022-364-2193
<input type="checkbox"/> 印鑑	

## 家財整理をしたい

### 手続き 清掃工場及び中倉埋立処分場へのごみの搬入

手続き詳細	期 限
<p>ごみの自己搬入（要手数料）を受付しております。 ごみは分別の上、搬入してください。 （燃やせるごみ…清掃工場。燃やせないごみ、粗大ごみ、大型ごみ…中倉埋立処分場） ※自己搬入が難しい場合、市内の一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者をご利用ください。（詳細はHPをご覧ください） ※住所（ごみの発生場所）が塩竈市外の搬入はできません。</p>	<p>なし</p> <p>・搬入可能日時 月～金 午前8時30分～午後4時</p>
必要なもの	手続き可能な人
なし	関係者（家族・親戚）
	問い合わせ先
	環境課クリーン対策係 ☎ 022-365-3377

## 相続した家と土地を売却した

### 手続き 被相続人居住用家屋等確認書の交付請求

手続き詳細	期 限
<p>被相続人のみが居住していた家と土地を売却したときは、譲渡所得の特別控除を受けられる場合があります。 塩竈市では、要件に当てはまる方へ確定申告で使用する「被相続人居住用家屋等確認書」を交付します。 ※請求から交付まで1週間程度かかることがあります。詳細はお問い合わせください。</p>	<p>相続開始日から起算して 3年を経過する日の属する 年の12月31日まで</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><b>【申請書】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人居住用家屋等確認申請書</p> <p><b>【添付書類】（標準的なもの）</b></p> <p><input type="checkbox"/> 被相続人の住民票の除票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産売買契約書のコピー等</p> <p><input type="checkbox"/> 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できる書類</p> <p>※被相続人が施設に入っていた場合、下記の書類も必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険の保険証のコピー等</p> <p><input type="checkbox"/> 入所していた施設との契約書のコピーまたは領収書</p> <p><input type="checkbox"/> 入所後、貸付または被相続人以外が居住していないことを証明する書類</p>	<p>相続人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>市民課市民総務係 ☎ 022-355-6486</p>

## 8. その他の手続き

### 相続した家を売却・貸出したい

#### 手続き 塩竈市空き家バンクへの物件登録

手続き詳細	期 限
塩竈市内の戸建て住宅や土地は、売却・賃貸物件として塩竈市が運営する空き家バンクへ登録できます。 売買・賃貸契約締結の際には、塩竈市へ登録している不動産事業者が仲介に入ります。	なし
	手続き可能な人 土地及び建物の所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 土地及び建物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物の検査済証 <input type="checkbox"/> 代理人が申請する場合は委任状 <input type="checkbox"/> 土地または建物が共有名義の場合等は、共有者全員の同意書	まちづくり・建築課 まちづくり企画係 ☎ 022-364-2510

### 山林を相続したとき

#### 手続き 山林を相続したとき

手続き詳細	期 限
相続により山林を取得した場合は、所有者となった日から90日以内に届出が必要になります。詳細はお問い合わせください。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人 相続人（代理人可）
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	水産振興課浅海農政係 ☎ 022-364-2222

## 農地を相続したとき

### 手続き 農地を相続したとき

手続き詳細	期 限
相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）により農地の権利（所有権や賃借権等）を取得した方は、届出書の提出が必要です。	相続人が死亡したことを知った時点から10カ月以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 所有権移転（相続等）登記後の登記事項証明書（全筆）または要約書（全筆）の写し	相続人
	問い合わせ先
	水産振興課浅海農政係 ☎ 022-364-2222

## 犬の所有者が亡くなられたとき

### 手続き 犬の所有者変更届

手続き詳細	期 限
犬の所有者が亡くなられた場合、新しい所有者の変更手続きが必要となります	30 日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 登録事項（所有者）の変更届	新しい所有者
	問い合わせ先
	市民課市民総務係 ☎ 022-355-6486

## 塩竈市月見ヶ丘霊園を使用していた

### 手続き 霊園使用継承承認申請

手続き詳細	期 限
塩竈市月見ヶ丘霊園の使用者が亡くなられた場合、使用者の変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 前使用者の方と承継される方とのご関係が証明できる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 新しい使用者の本籍地記載の住民票 <input type="checkbox"/> 前使用者の霊園使用許可証	新しい使用者
	問い合わせ先
	市民課市民総務係 ☎ 022-355-6486

## 8. その他の手続き

### 浄化槽を使用していた

#### 手続き 浄化槽管理者の変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽を管理していた場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出してください。 空き家になり浄化槽を使用しなくなった場合は、浄化槽使用休止届出書も併せて提出してください。	30日以内
	手続き可能な人 新しい管理者
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課クリーン対策係 ☎ 022-365-3377

### し尿くみ取り式のトイレを使用していた

#### 手続き し尿くみ取りを使用していた

手続き詳細	期 限
汲み取り式のトイレをご使用されていた方が亡くなられた場合は問い合わせ先にご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	(協) 塩釜清掃センター ☎ 022-364-7777

MEMO

## 市営住宅に住んでいた

### 手続き 入居承継の手続き、同居親族異動の手続きまたは住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、問い合わせ先へお問い合わせください。	<b>速やかに</b>
どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。	手続き可能な人
(1) 名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継承認申請）※	ご親族、同居者、身元引受人など
(2) 名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き（明渡届）	問い合わせ先
(3) 名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き（同居親族異動届）	宮城県住宅供給公社 入居管理課 ☎ 022-224-0014
※入居承継承認申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	
必要なもの	
お問い合わせください。	

### MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b> 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b> お近くの年金事務所</p> <p><b>【その他】</b> 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>



## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	塩釜警察署 ☎ 022-362-4141 宮城県運転免許センター ☎ 022-373-3601
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	宮城県塩釜保健所 疾病対策班 ☎ 022-363-5504
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐車場を利用している	<input type="checkbox"/>	駐車場を管理している管理者（不動産屋など）にご連絡ください。	
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 塩釜税務署 ☎ 022-362-2151 自動音声でご案内します
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	仙台地方法務局塩竈支局 ☎ 022-362-2338 自動音声でご案内します
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515 フリーダイヤルが利用できない場合は ☎ 050-3786-5003

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	問い合わせ先
健康保険（社会保険・共済組合）の手続き	<input type="checkbox"/>	勤務先、管轄の年金事務所、共済組合 ※社会保険・共済組合などの加入者が死亡した場合
厚生年金や共済年金の手続き	<input type="checkbox"/>	加入者：勤務先、管轄の年金事務所 受給者：管轄の年金事務所：共済組合 仙台東年金事務所 ☎022-257-6111
軽自動車（660CC以下の三輪・四輪自動車）の名義変更、廃車手続き	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 宮城主管事務所 ☎050-3816-1830 ※名義変更・住所変更・廃車の必要書類については、手続きナビをご利用ください。
普通自動車、二輪自動車（125CC超えのオートバイ）の名義変更、廃車手続き	<input type="checkbox"/>	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011（検査・登録業務案内）
県営住宅に関する手続き	<input type="checkbox"/>	宮城県住宅供給公社 入居管理課 ☎022-224-0014
損害保険など	<input type="checkbox"/>	加入していた損害保険会社または代理店
株式の名義変更	<input type="checkbox"/>	証券会社など
空家に関する相談	<input type="checkbox"/>	不動産登記など 宮城県司法書士会 ☎022-221-6870 相続人、所有者不明の調査 宮城県行政書士会 ☎022-353-7213 相続、債務整理に関する相談 仙台弁護士会 ☎022-223-2383 土地の境界 宮城県土地家屋調査士会 ☎022-225-3961 空家の管理に関する相談 （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会 宮城県支部 ☎022-224-3384 空屋の解体 宮城県解体工事業協同組合 ☎022-292-3455

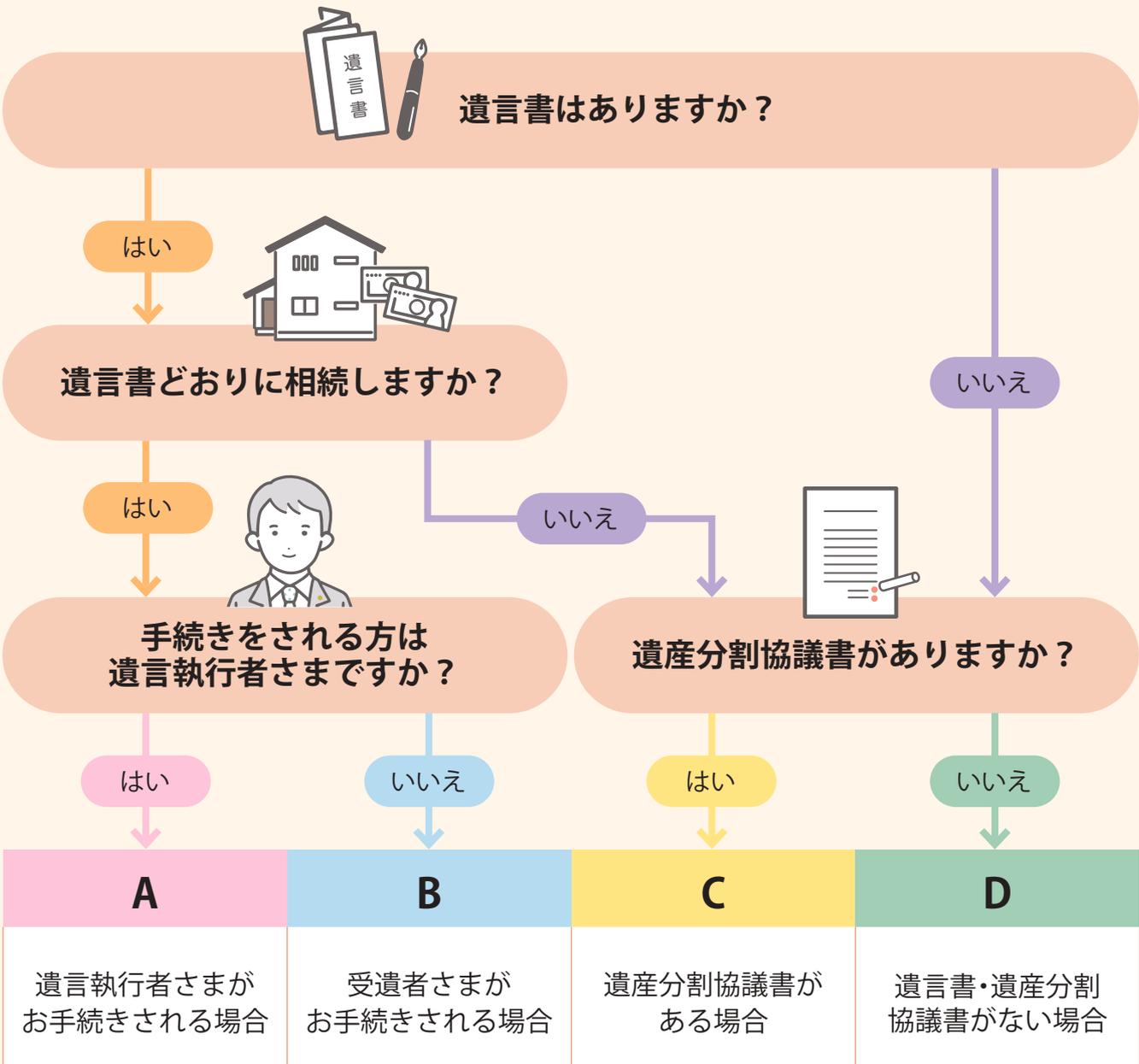
※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。  基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

# 家系図 (3親等内の親族)

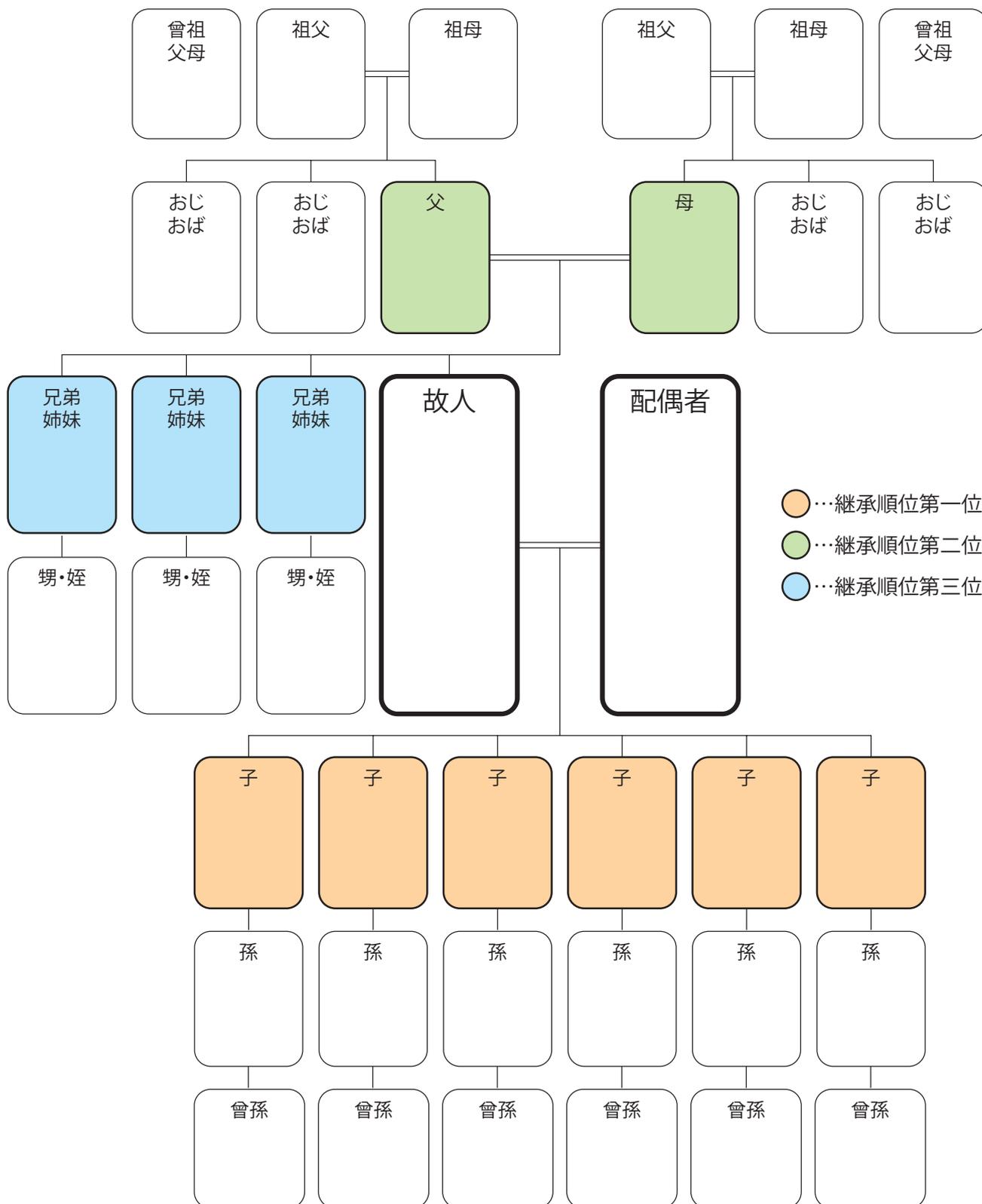
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

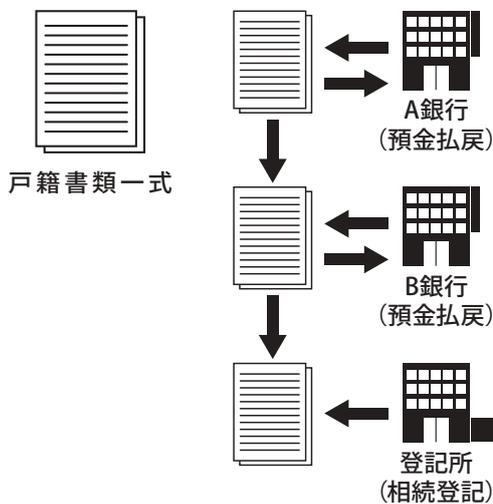
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

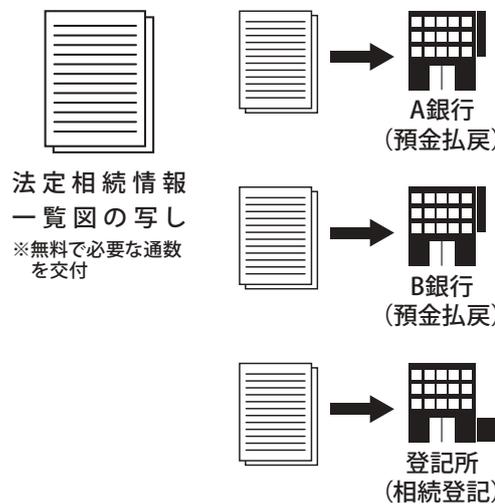
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

※コピーしてお使いください

## 委任状

### 代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

### 委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

塩竈市長 殿

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

## 亡くなられたときによくある質問

亡くなられたときに窓口や電話において、よくある質問と回答をまとめましたので、ご確認ください。

### Q1 家族が亡くなった場合、死亡届はどのように手続きしたらいいですか？

A1 死亡届（死亡診断書）は、医師の診断後に病院から発行され、用紙の左側に死亡に関する届出内容を記載の後、市民課窓口係に届出いただく必要があります。

死亡届の内容記載は原則として、親族・同居人・家主などの関係者が行う必要があります。なお、内容記載済みの死亡届出は代理が可能です。葬儀社などが代行することもできます。

死亡届の届出後は、死亡届（死亡診断書）は返却されませんので、後日必要となる各種手続きのためにコピーをとっておくことをお勧めいたします。死亡届の届出期限は、死亡の事実を知った日から7日以内です。

### Q2 亡くなられた人の住民票（住民票の除票）は誰でも請求できますか？

A2 亡くなられた方の住民票（住民票の除票）は、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに限り、請求することができます。同一世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求することはできません。来庁者が利害関係人以外の場合は、請求者（利害関係人となる方）からの委任状が必要となります。また、申請の際には、契約等の権利や義務などを確認できる資料の提出が必要です。なお、交付申請の際には、マイナンバーカードや運転免許証などの身分証明証が必要となります。

○契約等の権利や義務などを確認できる資料

・相続人からの請求の場合

亡くなられた方と請求者（相続人）の関係が確認できる戸籍

・請求者が生命保険の受取人の場合は、受取人であることがわかる保険証書

提出先から証明を求められている具体的な内容が確認できる資料（提出先からの指示書など）

・債権者等からの請求の場合

契約等の内容がわかる資料など、亡くなられた方と請求者との関係が分かり、除票を必要とする理由がわかる資料（契約書等）をお持ちください。

注記：申請書の記載から請求理由が明らかでない場合には、必要な説明や追加の資料の提出を求めることがあります。

### Q3 亡くなられた人のマイナンバーカード（通知カード）は返納する必要がありますか？

A3 マイナンバーカードは死亡後に返納する義務はありません。紛失などに備えて念のため返納することは可能ですが、死亡保険金の請求等、死亡後の色々なお手続きで使用する可能性があるため、それらの手続きが完了した後で返納することをお勧めいたします。

**Q4** 亡くなられた人の住所地以外の市区町村に死亡届を届け出た場合、住民登録はすぐに変更されますか？

**A4** 死亡届を出した市区町村から住所地の市区町村へ死亡の通知がなされた後に住民登録の変更を行います。そのため変更後の内容が反映されるまでに一定の日数がかかります。内容が変更されているかどうかは、お電話で確認ができますので、市民課窓口係へお問い合わせください。

**Q5** 戸籍謄本等は死亡届を届け出たあと、すぐに発行してもらえますか？

**A5** 本籍地が塩竈市で本市に死亡届を届け出た方は、死亡の内容が記載された戸籍謄本(抄)本の発行まで3日間～5日間(土日祝日などを除く)ほどかかります。また、本籍地が塩竈市以外で本市に死亡届を届け出た方は、本市で事務処理を終了後、本籍地に通知するため、発行が可能までにはさらに一定の日数がかかります。戸籍謄本などの証明が必要になった場合は、日数をおいた上で、本籍地の市区町村の戸籍担当にご確認ください。

**Q6** 塩竈市に本籍がない場合でも戸籍謄本の取得はできますか？

**A6** 広域交付の制度により、配偶者、直系尊属、直系卑属の方が、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証など)を持参し、窓口で請求した場合は取得可能です。

※広域交付で取得できない例

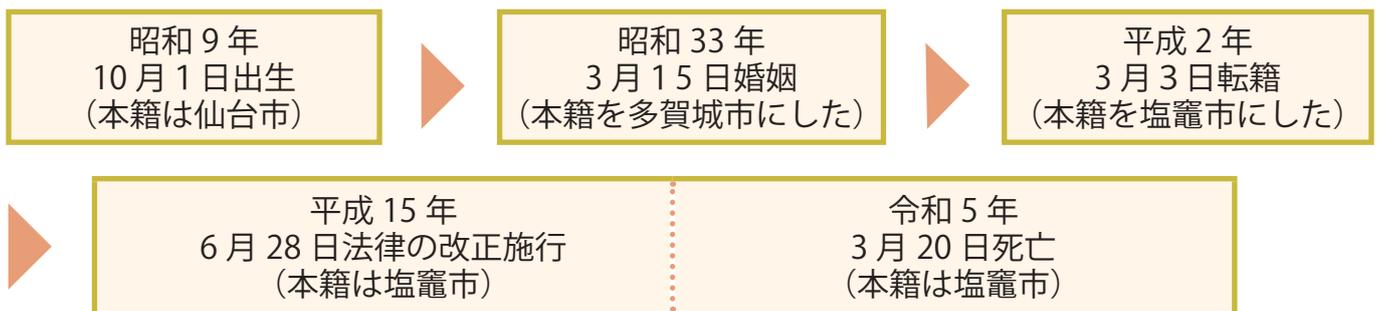
戸籍抄本の請求、異なる戸籍に在籍する兄弟姉妹の方による請求、委任状による請求、郵送による請求など(本籍のある市区町村でのみ発行が可能です。)

**Q7** 「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか？

**A7** 戸籍は婚姻等の届出をした時や、法律が変わるたびに新しく作られます。それら全ての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」です。

請求する際は、窓口で「Aさんの出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えるとスムーズに手続きができます。

※「Aさんの場合」 出生から死亡まで4つの戸籍または除籍が存在します。



問い合わせ先 市民課窓口係  
☎ 022-355-6494

## 郵便での戸籍謄抄本や住民票の写し等の請求方法

戸(除)籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地へ請求してください。郵便で取り寄せる際は、下記の要領を参考にしてください。

### 請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について(申請者が本人・夫・妻・直系血族の場合は記載不要です)
  - ①権利の行使・義務の履行のため請求する場合権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を記載してください。
  - ②国または地方公共団体の機関に提出する場合は戸籍謄本を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
  - ③その他の理由で請求する場合は戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
3. 戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の「個人事項証明(抄本)」をご利用ください。
4. 戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、「戸籍一部事項証明」をご利用ください。

### ご請求の際にお送りいただくもの ～送付する前に必ずご確認ください～

#### ① 請求書

#### ② 本人確認書類

運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きの公的なものの写し(コピー)  
顔写真付きの公的身分証明書がない方はご請求先市区町村にお問い合わせください。  
住所変更をしている場合には、現住所が記載された面の写しもお願いたします。

#### ③ 定額小為替

郵便局にて手数料分をご購入ください。

定額小為替の「指定受取人」欄に塩竈市役所以外の記入がある場合、本市にて換金することができないためお受けできません。

返却の際、他市区町村あての請求にもお使いいただけませんので、ご記入なさないことをお勧めします。

#### ④ 返信用封筒

返信先住所・宛名を記入し、切手を貼ってください。

返信先は申請者宛・住民票上のご住所となります。

該当戸籍と申請者の関係が“その他”の方や、申請者と請求者の関係等により戸籍請求の権限を証明する書類(委任状など)が別途必要となります。

# 郵送請求書

殿

令和 年 月 日

## ①どなたの証明が必要ですか（該当戸籍）

本籍	宮城県塩竈市		
筆頭者	※戸籍のはじめに書かれている方（死亡されていても変わりません）		
必要な方	生年月日	明・大・昭 年 月 日	平・令

## ②どの証明が何通必要ですか

全部事項証明書(戸籍謄本)	/	450円	通
個人事項証明書(戸籍抄本)	/	450円	通
戸籍一部事項証明書	/	450円	通
除籍	謄本・抄本	750円	通
改製原戸籍	謄本・抄本	750円	通
戸籍(又は除籍)附票	謄本・抄本	(200円)	通
改製原附票	謄本・抄本	(200円)	通
身分証明書	/	(200円)	通
その他( )	(謄本・抄本)	円	通

\* 謄本 … その戸籍に書かれている方全員の証明

\* 抄本 … 必要な方だけの証明

\* 戸籍附票に以下の項目が必要な方はチェック  してください。

<input type="checkbox"/>	本籍と筆頭者
<input type="checkbox"/>	在外選挙人登録地

\* 身分証明書の代理人請求には委任状が必要です。

特に証明したい必要な事項があれば、ご記入下さい。	最近戸籍の届出をした方	令和 年 月 日
		市区町村役所(場)への届出を提出

## ③記入いただいているあなたは（申請者）※自署または記名押印が必要です。

住所			
氏名	生年月日	明・大・昭 年 月 日	平・令
電話番号	※平日の日中にご連絡のとれる電話番号をお願いします		
①の方との関係	本人・夫・妻・直系血族〔父母・子・祖父母・孫・( )〕 その他〔 ※詳しい請求理由及び権限の書類（委任状など）が必要です〕		
請求理由	※①の方との関係が“その他”の方は必ずご記入ください。		
	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> <詳細> その他の記入例：〇〇さんの婚姻から死亡までの記載のある戸籍が必要となります。	

## ④どなたが使いますか（請求者）

<input type="checkbox"/> 上記③の方	住所			
<input type="checkbox"/> その他 ⇒	氏名			
	③の方との関係	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

★偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます

# お住まいになっていた家が「空き家」になる場合

適切に管理されず放置されている空き家が防犯性・防災性の低下、衛生環境・景観の悪化等の問題を生じさせることから周辺住民に深刻な影響を及ぼし、全国的に社会問題となっています。

## 1. 相続登記について

亡くなられた所有者の名義のまま、相続登記がされていない空き家が見受けられます。相続登記をせずに放っておくことは、適切な管理がされていない空き家が増加している大きな要因となっています。

相続登記については、民法等の一部を改正する法律において「不動産登記法」の改正が行われ、令和6年4月1日から不動産を取得した相続人に対し、その取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を義務付けられることになりました。

また、「正当な理由なく」申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処せられることとなりますので、相続登記の手続きをお願いします。

【問い合わせ先】 仙台法務局塩竈支局 ☎ 022-362-2338

## 2. 空き家の適正な管理について

家は人が住まなくなり空き家となると、風通しが悪くなることや雨漏り、敷地内の草木などが放置されることにより傷みややすくなります。また、空き家の損傷のみならず、敷地内の草木の繁茂などにより周辺の住民に悪影響を与えることもあります。定期的な空き家の管理を行い、地域の住環境の保持にご協力ください。

【問い合わせ先】 まちづくり・建築課まちづくり企画係 ☎022-364-2510  
市民課市民総務係 ☎022-355-6486

## 令和7年4月1日から交付手数料が変わります。

塩竈市では、行政サービスの利用に係る負担の公平性の観点から[令和7年4月1日より](#)、各種証明書等の発行手数料を下記のとおり改定いたします。皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

### 手数料一覧

令和7年4月1日から

証明書の名称	単位	窓口交付・郵送交付 ※カッコ書は、コンビニ交付	証明書の名称	単位	窓口交付・郵送交付 ※カッコ書は、コンビニ交付
住民票の写し(全部)	1通につき	300円(200円)	広域交付 戸籍全部事項証明書	1通につき	450円
住民票の写し(個人)	1通につき	300円(200円)	広域交付 除籍全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本	1通につき	750円
広域交付住民票の写し	1通につき	300円	戸籍の附票の写し	1通につき	300円
印鑑登録証の交付	1枚につき	300円	埋火葬許可証(再発行とき)	1通につき	300円
印鑑登録証明書	1通につき	300円(200円)	マイナンバーカードの再交付	1枚につき	800円
戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍謄本(抄本)	1通につき	450円(350円)	マイナンバーカード特急発行の再交付	1枚につき	1,800円
除籍全部(個人)事項証明書、除籍謄本(抄本)、改製原戸籍謄本(抄本)	1通につき	750円	電子証明書の再発行	1件につき	200円

※1 コンビニ交付手数料が記載されていない証明書については、コンビニでは交付できません。

※2 戸籍全部事項証明書、戸籍謄本のコンビニ交付について、塩竈市外に住所がある方は、交付できません。

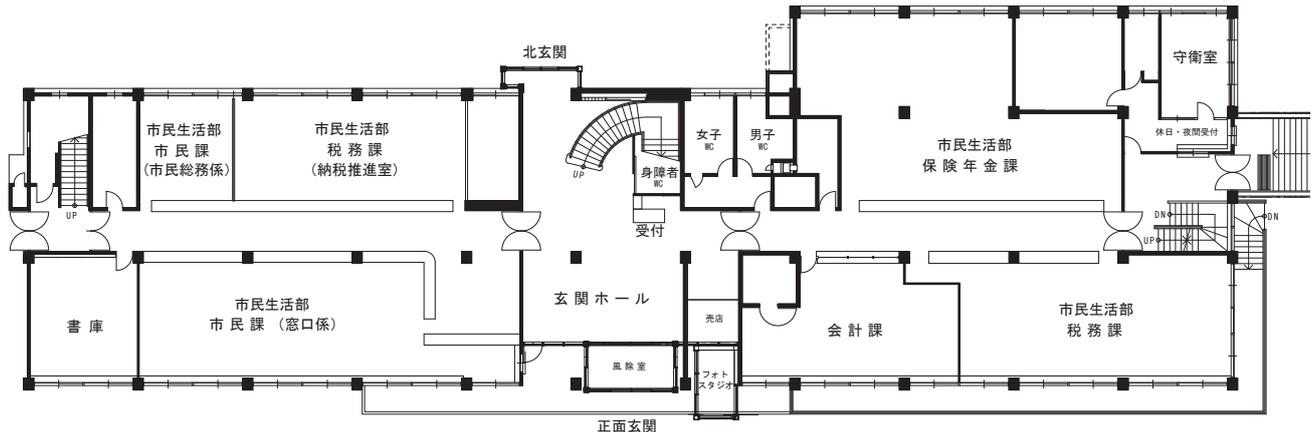
※3 窓口では、お預かりした申請の内容により、各証明書等お渡しする順番が異なることがあります。ご容赦願います。

# 市役所(本庁舎)フロア案内図

場所:宮城県塩竈市旭町1番1号

## 1階フロア(市民生活部3課・会計課)

- ・税務課
- ・市民課
- ・保険年金課
- ・会計課



## 2階フロア(市長室・副市長室・総務部5課・記者室)

- ・市長室
- ・副市長室
- ・総務人事課
- ・政策課
- ・秘書広報課
- ・管財契約課
- ・危機管理課
- ・記者室

## 3階フロア(議長室・議員控室・議会事務局・監査事務局)

- ・市議会議場
- ・議長室
- ・市議会議員控室
- ・議会事務局
- ・監査事務局

## 4階フロア(入札室)

- ・入札室

## 分庁舎

- ・第1東分庁舎 1F:市民課協働推進室 2F:選挙管理委員会事務局
- ・第2東分庁舎 1F:市民相談センター、消費生活相談窓口  
2F:市民課窓口係マイナンバーカード臨時窓口、税務課市民税係  
政策課政策企画係(統計)

# 市役所壱番館庁舎フロア案内図

場所:宮城県塩竈市本町1番1号

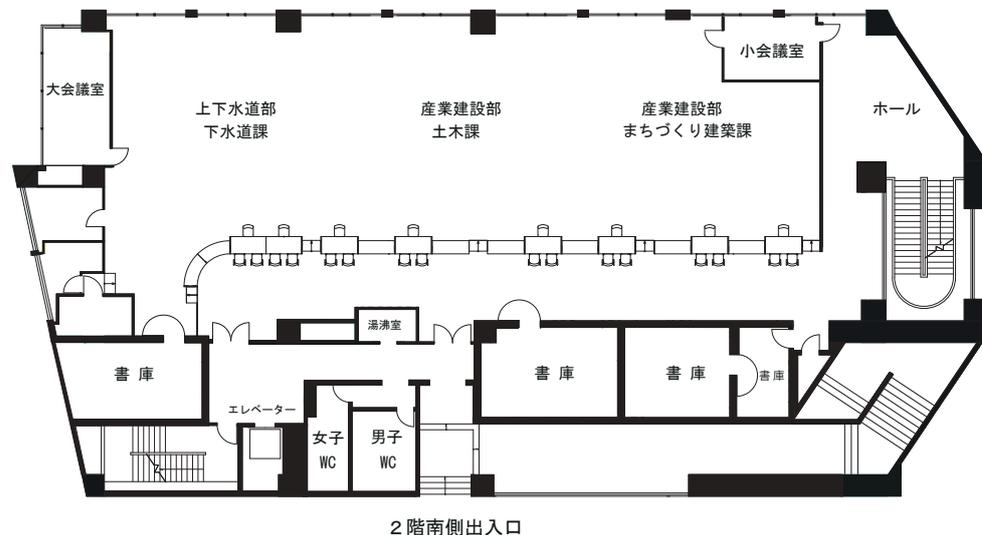
## 北1階フロア (福祉子ども未来部 4課)

- ・生活福祉課
- ・高齢福祉課
- ・子ども未来課
- ・保育課



## 北2階フロア (産業建設部 2課 / 上下水道部 1課)

- ・まちづくり建築課
- ・土木課
- ・下水道課

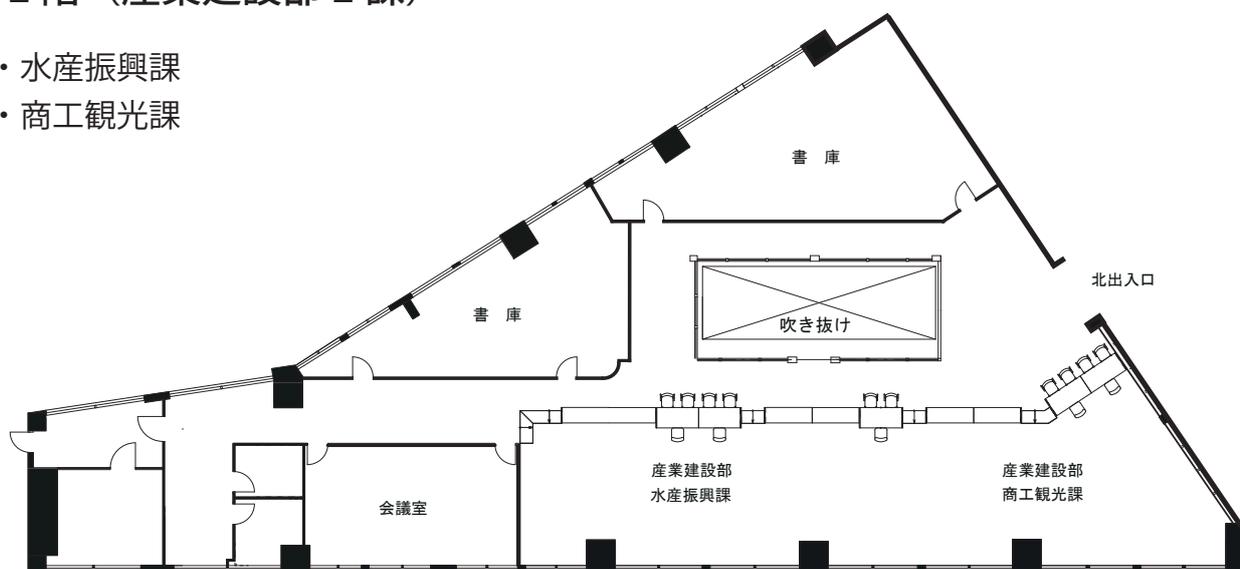


## 北3階 (総務部 1課 / 教育部 3課)

- ・財政課
- ・教育総務課
- ・学校教育課
- ・生涯学習課

## 南2階（産業建設部2課）

- ・水産振興課
- ・商工観光課



## 上下水道部庁舎案内

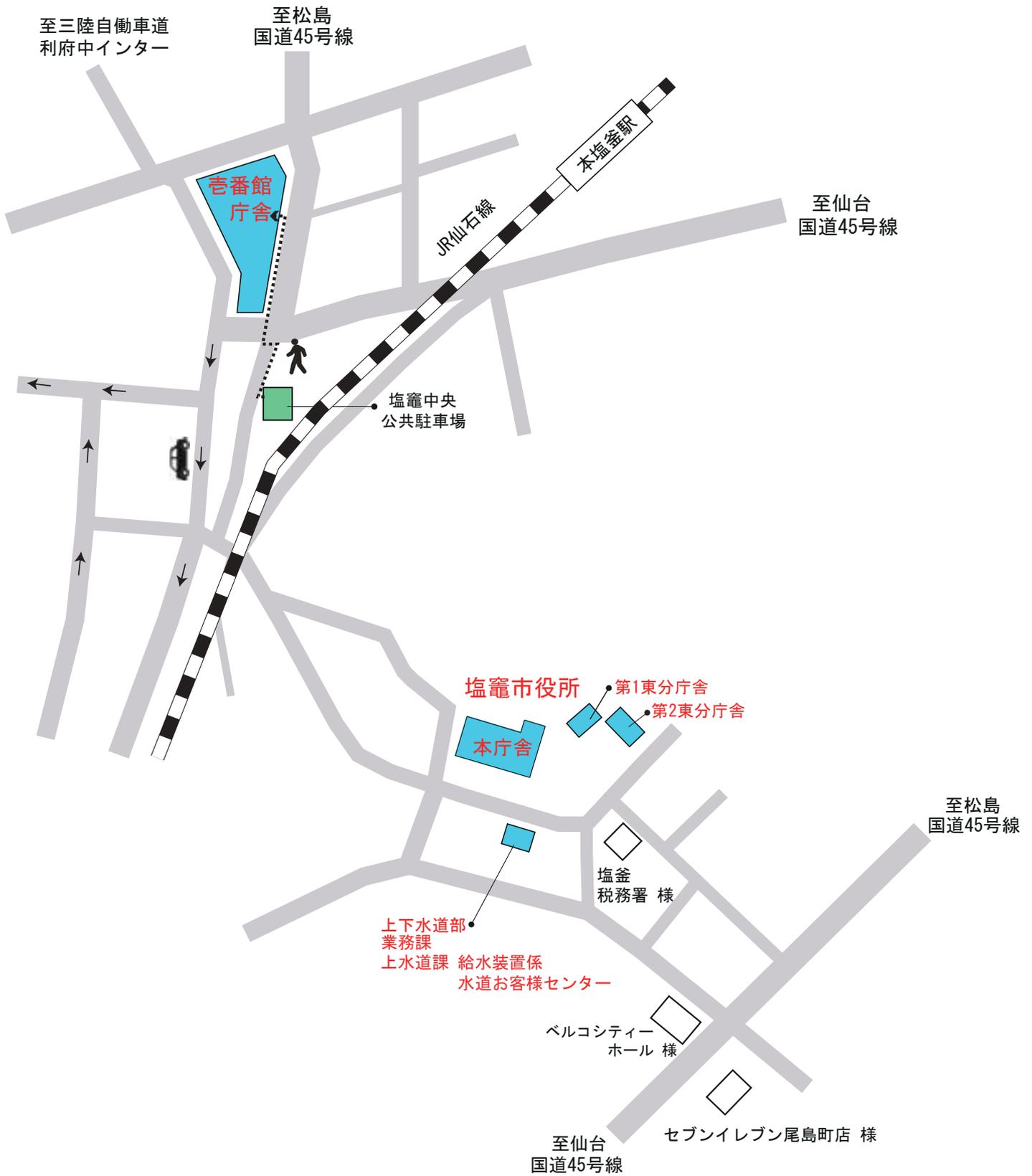
・場所 宮城県塩竈市旭町17番10号

### 上下水道部2課

- ・業務課
- ・上水道課 給水装置係  
水道お客様センター

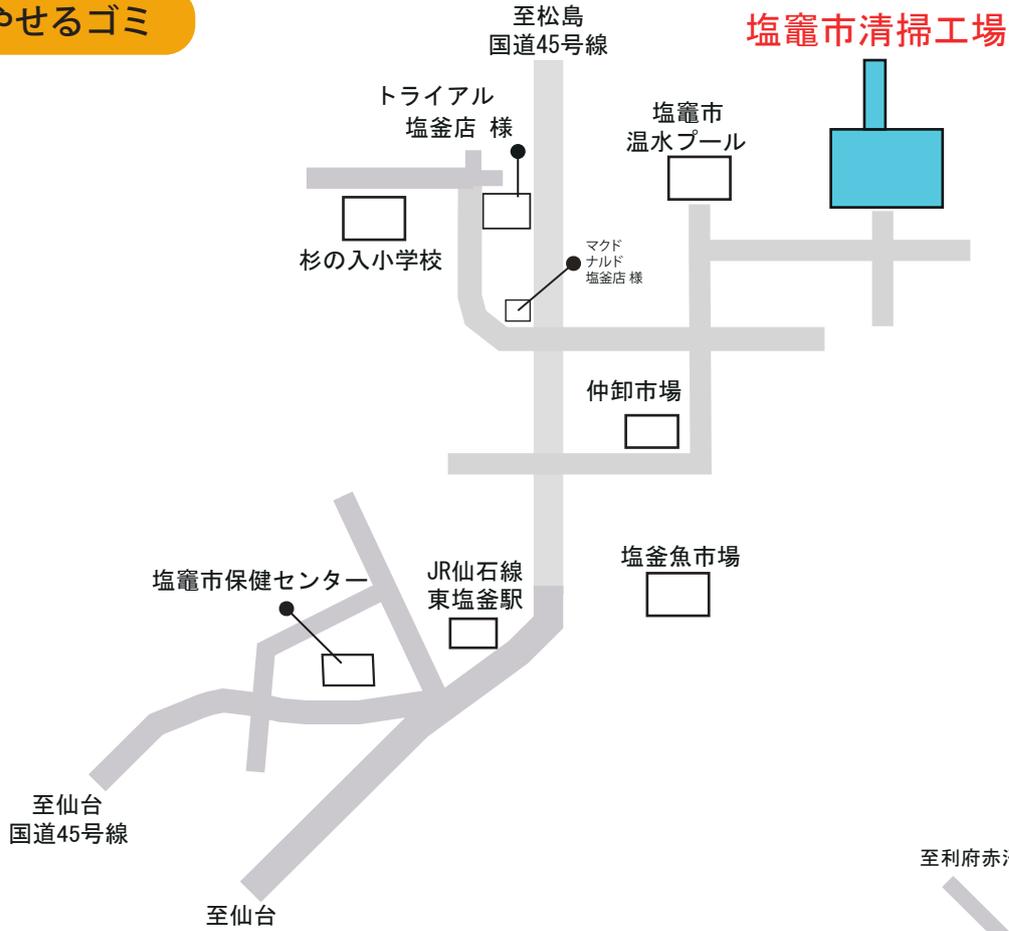


# 市役所庁舎案内図



# ごみ搬入案内図

## 燃やせるゴミ



## 燃やせないゴミ



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# ライフパートナーズの遺品整理は ここが安心

## 01 ライフパートナーズの安心 明確な見積もりが無料

作業完了後に初めて追加料金の話となり、高額請求されたというお話をよくきくのが遺品整理業界です。

ライフパートナーズではより詳細で、分かりやすいお見積りを心がけ、見積り書の提出の際に金額に含まれるものの詳細のご説明をさせて頂いております。

## 02 ライフパートナーズの安心 有資格者が対応

遺品整理を依頼したが、きちんとした対応をしてもらえないのだろうか？そんな不安を多くのお客様が感じております。国家資格ではありませんが一般社団法人の遺品整理士という資格があります。ライフパートナーズでは、専門的スキルや技術を認定する遺品整理士協会の資格を持ったものが必ず現場対応するようにしております。

## 03 ライフパートナーズの安心 地域密着にこだわり

遺品整理を全国展開している業者も多く見受けられますが、ライフパートナーズでは一貫したサービスをお客様にお届けするために地域密着にこだわっております。そのため対応エリアは宮城県全域のみとさせて頂いております。  
(※他地域の場合ご相談ください。)

# 不用品回収 遺品整理

私たちは皆さまにキレイを安心価格で提供する会社です。

.....  
 不用になった物は行政の処理方法に従って処理しなければなりません。破格のお値段で処理する業者も存在しますが、違法に処分していることもあるのが現状です。その場合、処理をお願いしたお客様も罪を問われてしまいます。安心して私達にお任せください。  
 .....  
 また、買取可能なものは買取もさせていただきます。  
 .....

**お電話で問い合わせの際、こちらを見た方は 1,000 円割引となります**

遺品整理協会認定優良事業所

らいふパートナーズ株式会社

クレジット決済・各種 WEB 決済お問い合わせください



宮城県仙台市宮城野区小田原 2-2-46  
高橋ビル 1F

● お問い合わせは

**0120-552-897**

● 電話受付 / 8:00 ~ 22:00 年中無休

・産業廃棄物収集運搬業許可（許可番号 00400214510）  
 ・遺品整理士（認定：第 21906） ・古物商（第 221010002091 号）  
 ・一般廃棄物処理業（第 2224 号） ・一般廃棄物処理業（第 238 号）  
 ※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者に提携して行っております。

# 相続税相談

相続税申告ってどうしたらいいの？

こんなことでお困りの方へ。私たち専門家が解決します。

## 相続税申告が必要な人とは

財産を相続された方で、相続した財産の額から借金や葬式費用を差し引いた後の額が、一定の額（基礎控除額）を上回る時に相続税がかかります。なお、「基礎控除」の額は 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数) で計算します。この基礎控除を超えそうな方はご相談ください。

## 相続税の申告と納税

相続税の申告納税は、被相続人の死亡を知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から 10ヶ月以内となります。1日でも遅れると、無申告加算税として 5% - 20% の税率ペナルティが課されますのでご注意ください。

## 安心と信頼の実績で皆さんをお支えいたします

過去の相続税申告実績は 400 件以上。昭和 59 年開業以来、相続税に強い事務所として取り組んできました。



千葉経営企画株式会社  
千葉和彦税理士事務所

〒985-0042 宮城県塩釜市玉川1-2-40

☎022-365-2823

月曜～金曜 8時45分～17時30分（定休日土・日・祝）  
FAX 022-366-3882 E-mail chiba-kaikei@tkcnf.or.jp  
H P https://www.chiba-kaikei.co.jp

は  
こ  
ち  
ら  
ホ  
ー  
ム  
ペ  
ー  
ジ



# 多賀城法律事務所なら、

初回法律相談無料（直接面談のみ）で対応します。

☑ 遺産相続

☑ 遺言作成

☑ 成年後見

地元の法律事務所だからこそその強みで細かなフォローをお約束します。初回相談は無料です（直接面談に限ります）。

迅速かつ丁寧な対応を心がけますのでお悩みがあればお気軽にご相談ください。



弁護士 滝沢 圭

## 多賀城法律事務所

〒985-0873  
宮城県多賀城市中央3丁目 10-5 oggeビル 5階1号  
仙石線多賀城駅 徒歩2分

☎022-354-1431

9時00分～17時00分 定休日：土日祝  
※事前予約で土日祝も対応できます



# 家族葬から家族の“想い”で送る家族想へ...

これまでも、これからも県民の最後のセーフティネットであり続けます。  
どんな事でもご相談下さい。

家族葬から家族想へ...

10名様位のご参列対象  
お経1回付き **プレミアム 火葬式プラン** (税込)  
**15万4千円**から

火葬式プラン (税込)  
**9万4千円**から

※会館でのご面会は所定の2時間とさせていただきます。別途、火葬場利用代金、故人様処置費用・室料等必要です。

**全プラン共通 10名様まで**

供物・生花・棺・仏衣・最短室料・搬送料(50km迄)を含んでいます  
会館でのご面会の時間(2時間)を設けているプランです。  
別途、火葬場利用代金、ご遺体処置費用・室料等がかかります。

**下記金額より**  
本紙特典 シニア割引6,000円 特定寺院お檀家様割引5,000円

**お墓の戒名彫刻(納骨含む)** (税込) (税込)  
**60,500円~66,000円**  
戒名彫刻は職人の手作業にての彫刻となります  
埋葬・納骨について...  
月見ヶ丘霊園への際は塩釜市役所まで  
蓮沼苑への際は七ヶ浜役場への届け出が必要です。

**墓石のズレ直し→耐震化**もお任せ下さい  
お値段応相談

**墓じまい施工事例**  
地権者様の意向に沿って地面に負担を掛けないため専用の通路を造成します。完工まで約2日間です。  
過去施工価格 **16万5千円~55万円** (税込) (税込)  
before after

**位牌(手彫風機械彫刻または金筆手書き・金筆機械書き)の製作も承っております。**  
塗蓮華付春日4.5寸 (税込)  
通常価格 **19,800円**  
※物価高騰加算分見込まれます

手彫風機械彫刻 金筆機械書き  
※画像はイメージです

本紙特典 シニア割引2,000円  
特定寺院お檀家様割引1,500円

弊社にて扱っているご位牌は、海外製造→国内工房検品→国内工房にて手彫り風彫刻または金筆手書き・金筆機械書きの普及品です。高級品をご所望される場合は、大手有名葬儀社様にてお求めをお願い致します。

**仏壇のコンパクト化→仏壇・仏具じまい**

テンプルの上に置けるサイズが人気です  
正座ではなく中腰での合掌向きです

お世話になった仏壇仏具の魂抜きを  
お坊様にお願ひしています

**プレミアム 海洋散骨** いのちの源母なる海へ  
(税込) (税込)  
**77,000円から79,200円**

ご遺骨1片を“御守り仕立て”にて遺す事も可能です。↓好評を頂いております。バリュープラン44,000円(税込)もございます。  
全プラン同乗不可・時期おまかせです。

**プレミアムプランの特典**  
お経1回付・木札位牌付↓  
経木塔婆付・御守り仕立付  
(右記画像)

水溶性の和紙に包んでお別れ致します

お花を添えて散骨します

身体の一部の火葬、各種供養及びお祓い承ります。(し産児様・水子様・墓じまい・仏壇じまい・人形・お写真・ご遺品等)

**株式会社 雅庵 雅庵 城東館** 検索 24時間365日対応 もしもの時かけつけます。

〒985-0871 多賀城市留ヶ谷3-6-10 城東館内  
ヨークベニマル塩釜店近く、向泉院様道路向い

**ご相談無料 022-368-8810**

**法人案内**  
法務局 国税局 法人番号 2370005010179  
特許庁商標登録 第6479121号  
帝国データバンク 企業コード 453001074  
塩釜税務署 登録番号 T8370001019441  
取引銀行 七十七銀行七ヶ浜支店  
古川信用組合泉中央支店

# 「相続」に関するお悩みは、 なんでも、お気軽にご相談ください。

“不安を安心に変える” 風張広美税理士事務所・行政書士風張事務所です。  
地元エリア密着型の強力な支援体制を整えております。



かざはり ひろみ  
所長：風張 広美

「いつまでに何をすれば良いか分からない」

「相続税の申告が必要か知りたい」

「相続税がいくらかかるか知りたい」

「相続の手続きを知りたい」など、

こうしたお悩みはございませんか？

相続に関するお悩みは

財産調査と税金のプロである当事務所にお任せください。

当事務所では、地元の皆様のお力になれるよう、

相続税のほか、相続手続きに関するあらゆる問題について、

行政書士、司法書士、弁護士、宅地建物取引士等と連携し、

“ワンストップでスピーディー”に対応いたします。

お電話でのご相談は **022-766-8487**

「おくやみハンドブックを見て」とお伝えください。

1  
STEP

相談に関する  
ヒアリング  
(初回相談無料)

ご予約による当事務所での相談のほか、訪問による在宅相続相談も対応しております。

2  
STEP

調査および  
費用の算出

ご相談内容をもとに調査を行い、必要な手続き事項の抽出、事務手続き費用の算出を提示します。

3  
STEP

各種手続きの  
実施・代行

ご提示したプランにご納得いただいた後、相続税の申告をはじめ各種手続きを実施・代行します。

4  
STEP

続きの完了・  
重要書類納品

ご依頼いただいた手続きの完了を報告するとともに、関係する重要書類をお渡しいたします。

白ゆり総合会計株式会社

**風張広美税理士事務所**

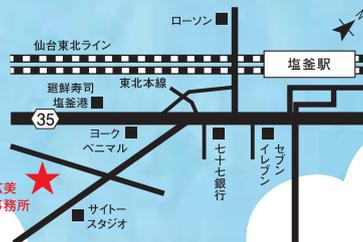
[税理士・経営士：風張広美 / 税理士・行政書士：風張淳]

〒985-0034 宮城県塩竈市南錦町 11-45

営業時間：午前9時～午後5時（月曜～金曜 / 祝日を除く）

電話番号：022-766-8487 FAX 番号：022-766-8815

メールアドレス：shirayuri\_kaikei@tkcnf.or.jp



【業務内容】

税務・会計・決算・確定申告に関する業務 / 相続対策・相続税贈与税申告 / 創業支援・資金調達に関する業務 / 経営コンサルティング / 税務調査・滞納処分への対応等

# 粗大ごみ回収 遺品整理 生前整理

塩竈市のご遺族様のお悩みご相談ください



こんなお悩みはございませんか？

- 物置の中を片付けてほしい
- 忙しくて作業時間がない
- 遺品の扱いがわからない

などなど

**株式会社豊島**は塩竈市の一般廃棄物の指定業者です。  
地域に根差したサポートをしていますので  
お気軽にご相談ください。

お気軽にお問い合わせください。

**022-362-2474**

**株式会社豊島**

〒985-0005 宮城県塩竈市杉の入3丁目25-2

塩竈市一般廃棄物処理業許可番号:第268号

遺品整理士所属



# 好評申込受付中

# 新しい霊園

一般墓・樹木葬・合祀墓・ガラス墓  
これからの供養のかたちに対応した

ご見学は大変混み合うためお電話またはHPお問い合わせフォームより  
事前予約していただくとスムーズにご案内できます。

仙塩丘の上霊園 〒985-0065 宮城県塩竈市向ヶ丘 25-9  
受付時間 9:00~15:00 (水曜日休日)

☎ 022-762-8656

🌐 <https://senyen.jp>

ホームページはコチラ



この広告は指定石材店の志賀石材店が掲載しています。



合祀墓  
15.5万~

## 東北のお墓解体・お引越し ご相談無料



近年、墓じまいをする方が増えております。  
お客様の墓じまいを行政書士がサポートします。  
些細な疑問やお悩みがありましたらぜひご相談ください。

## お墓じまい サポート.COM

TEL 0120-830-630

営業 平日 10:00 ~ 20:00  
※土日祝も対応可能

住所 〒985-0071  
宮城県塩竈市  
松陽台3-5-14



<https://hakajimai-support.com>

お墓じまいサポートドットコム | 検索

私に対応  
いたします

行政書士小田事務所  
小田博之



この広告は提携会社の志賀石材店が掲載しています

# 清月記の葬儀保険

ご利用者からたくさんの声をいただいています。

## 孫の将来のために

裕福な人は葬儀費用くらい現金で払うからいいと言う人もいるかもしれませんが、でも実家を守ってもらう、息子家族の負担を少しでもなくればと保険に入りました。孫の成長を気兼ねなく見守りたいです。

## 母の親心に感謝

生前母が私たち兄妹に迷惑のかからないようにとの親心で加入してくれていた保険の事を知り、母への感謝と尊敬を深くするとともに、死亡保険金入金の手続きまで、大変助かりました。

資料請求はこちら

<https://www.seigetstuki.co.jp/>



人生に  
安心を

なるべく少ない負担で、葬儀にそなえる。

保険金額定額コースの死亡保険なら **たとえば65歳(女性)の場合**

月々**900円**で葬儀費用**100万円**の備え!

※保険料は毎年上がります。

ポイント1 **80歳までお申し込みOK!**

**満99歳まで更新できます\***  
※誕生日と誕生日が同一の場合は、100歳の前日までが保険期間です。それ以外の場合は、100歳のときに到達する保険期間満了日までが保険期間です。

ポイント2 **葬儀費用のお支払いも簡単・便利で安心!**

葬儀費用 飲食費 返礼品 宗教費用 他にもさらに出費等がかかります

清月記のご葬儀プラン68万円セット(参列者30名)の場合



詳しくは、清月記のスタッフにお問合せください。

葬儀一式(消費税込) **会員見積価格 1,156,213円**

※お布施・宗教者へのお礼は含まれていません。

■取扱葬儀代理店 **株式会社 清月記** 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町 2-5-4

株式会社清月記は、右記少額短期保険業者の保険取扱代理店であり、お客様と右記少額短期保険業者の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。したがって保険契約はお客様からのお申し込みに対して右記少額短期保険業者が承諾したときに有効に成立します。

※この商品は、株式会社ライフ・ステージ少額短期保険が契約をお引き受けします。  
 ※この資料は商品の概要を説明しています。詳しくは、「重要事項説明書」等の資料を必ずご覧ください。

※健康状態によっては、ご加入いただけない場合もございますのでご了承ください。

保険料の一例(保険金額定額コース 死亡保険金100万円の場合)

女性		年齢	男性	
月払	年払		月払	年払
400円	4,690円	50歳	580円	6,810円
520円	6,120円	55歳	830円	9,680円
650円	7,650円	60歳	1,180円	13,780円
900円	10,490円	65歳	1,850円	21,540円
1,310円	15,290円	70歳	2,800円	32,530円
2,060円	24,050円	75歳	4,300円	49,650円
3,820円	44,220円	80歳	7,590円	86,720円

- 保険料は更新時の年齢によって毎年上がります。●保険期間が1年間の自動更新、掛け捨て型の保険です。
- 1年間の保険料は、責任開始日時点の満年齢に応じた金額となります。
- ご契約を更新された場合は、更新時の満年齢に応じた金額が、翌年1年間の保険料となります。
- 「保険料定額コース」もございます。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。
- 金額は全て総額表記となっております。

お客様の個人情報は、当社利用目的以外には使用しません。 <お客様苦情・相談窓口>  
 詳しくは、当社ウェブサイトをご覧ください。なお、個人情報に 03-6824-4435 受付時間 10:00~16:00  
 に関するご意見・ご相談・お問い合わせは、下記にて承ります。 (土・日・祝・年末年始を除く)  
 文書番号 LS2024・MD・024

お問い合わせはフリーコールまで

**0800-888-5777**



仙台迎賓館

スガラホールディングス



プレミアム家族葬  
みおくり邸

発行 塩竈市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2025年1月

